



調達要求番号: 3MCA1AH 0002

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号
	NQ-S100027G
	防衛大臣承認
	平成 年 月 日
	作成
	平成13年 7月25日
	変更
	令和 2年 6月 1日
	作成部隊等名
	北海道補給処

手袋, 登山用

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において調達する市販品の降下用手袋（隊員が登山用ロープを使用し、断崖登はん、降下などに着用）について規定する。

#### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

##### 1.2.1

#### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

##### 1.2.2

#### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1—種類

種類	物品番号
特号	8415-286-3827-5
1号	8415-282-9110-5
2号	8415-282-9109-5
3号	8415-282-9108-5

#### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 手袋, 登山用, 1号

#### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

NDS Z 8201 標準色

##### b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、調達品目表による。

### 3.3 色

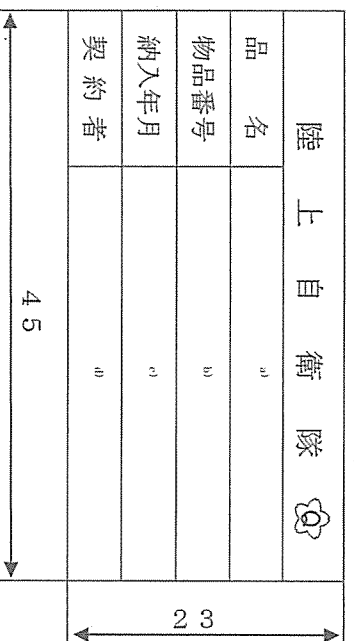
色は、NDS Z 8201の色番号2812 [黒 (2) N1. 5] を標準とする。

### 3.4 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) 銘板の材料は、片布とし、**図 1** に示す様式を黒不滅インクを用いて鮮明に押印したものである。
- b) 銘板は、左右の手首部内側 (手の甲側) に縫い付けるものとする。
- c) 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

単位 mm



**注記** 寸法は、標準を示す。

**注 a)** 該当する品名 (製品の呼び方) を記入する。

**例 1** 手袋, 登山用, 1号

**b)** 該当する物品番号を記入する。

**例 2** 8415-282-9110-5

**c)** 納入年月を記入する。

**例 3** 2020年7月

**d)** 契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

**図 1—銘板**

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

契約の相手方は、契約締結後速やかにGLT-CG-Z000001の箇条7による取扱説明書1部を契約担当官等に提出するものとする。ただし、同一年度内に同一製品を納入する場合、2回目以降の納入時には提出を省略することができるものとする。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

## 調 達 品 目 表

調達要求番号	3MCLAH0002	作成部隊等名	北海道補給処
調達要求年月日	令和5年7月14日	作成年月日	令和2年6月1日
仕様書番号	NQ-S100027G		

### 1 調達品目

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	
降下用手袋	網トシボ ユアサグローブ(網)	C-81371BK C3071BK
	網シモン 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	C3071BK

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

### 2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 材料は、次による。

項目	材料	規格
本体・指先補強	牛本草	厚さ0.7mm以上
掌部補強材	セラミック粒子配合なめし牛本草	厚さ1.0mm～1.1mm
掌部補強断熱材	パラ系アラミド繊維製フェルト及び パラ系アラミド繊維製ニット	—
縫製糸	パラ系アラミド繊維糸	素材本来の色

- b) 掌部は、手首から各指の第2関節部まで掌部補強を施すものとする。ただし、親指は、手首から第1関節部までとする。また、中指及び薬指の付け根部には補強を施さないものとする。
- c) 本体部と掌部補強材の間に掌部補強断熱材を入れるものとする。
- d) 各指先は、補強を施すものとし、掌部補強材と干渉せず操作性を阻害しないものとする。
- e) 手首部に簡易着脱機能として、面フラスナを縫い付けるものとする。
- f) 寸法は、次によるものとし、許容差は5%以内とする。

単位 mm

種類	全長	ナックル 回り	親指	人指し指	中指	薬指	小指
特号	245	258	87	92	103	97	80
1号	240	251	83	88	99	92	75
2号	235	244	79	84	95	87	70
3号	230	237	75	80	91	82	65